

議第 2 号

令和5年度 近江八幡市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度近江八幡市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 120,539 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,130,344 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		11,342,000	226,893	11,568,893
	1 市民税	4,659,000	151,800	4,810,800
	2 固定資産税	5,252,000	58,193	5,310,193
	3 軽自動車税	287,000	4,100	291,100
	4 市たばこ税	460,000	20,000	480,000
	7 入湯税	11,000	2,000	13,000
	9 都市計画税	673,000	△9,200	663,800
6 法人事業税交付金		150,000	30,000	180,000
	1 法人事業税交付金	150,000	30,000	180,000
8 環境性能割交付金		32,000	2,981	34,981
	1 環境性能割交付金	32,000	2,981	34,981
9 地方特例交付金		98,000	10,577	108,577
	1 地方特例交付金	98,000	10,577	108,577
10 地方交付税		5,950,000	675,553	6,625,553
	1 地方交付税	5,950,000	675,553	6,625,553
12 分担金及び負担金		170,616	6,882	177,498
	2 負担金	155,726	6,882	162,608
13 使用料及び手数料		618,337	△28,069	590,268
	1 使用料	309,136	△11,476	297,660
	2 手数料	309,201	△16,593	292,608
14 国庫支出金		7,528,065	258,891	7,786,956
	1 国庫負担金	4,587,429	△13,057	4,574,372
	2 国庫補助金	2,928,130	271,735	3,199,865
	3 国庫委託金	12,506	213	12,719
15 県支出金		3,152,647	△160,359	2,992,288
	1 県負担金	1,842,712	△2,371	1,840,341
	2 県補助金	1,257,217	△150,126	1,107,091
	3 県委託金	52,718	△7,862	44,856
16 財産収入		369,025	△235,932	133,093
	1 財産運用収入	103,297	1,318	104,615
	2 財産売払収入	265,728	△237,250	28,478

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		5,604,885	686	5,605,571
	1 寄附金	5,604,885	686	5,605,571
18 繰入金		5,660,248	232,692	5,892,940
	2 基金繰入金	5,660,050	232,692	5,892,742
20 諸収入		777,682	△21,694	755,988
	1 延滞金、加算金及び過料	11,251	△4,150	7,101
	3 貸付金元利収入	10,760	△6,150	4,610
	4 受託事業収入	24,988	△5,858	19,130
	5 雑入	730,652	△5,536	725,116
21 市債		2,050,000	△1,119,640	930,360
	1 市債	2,050,000	△1,119,640	930,360
歳入合計		46,250,883	△120,539	46,130,344

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		240,201	△10,016	230,185
	1 議会費	240,201	△10,016	230,185
2 総務費		13,134,996	△15,135	13,119,861
	1 総務管理費	12,413,897	31,600	12,445,497
	2 徴税費	288,997	△8,063	280,934
	3 戸籍住民基本台帳費	272,162	△15,087	257,075
	4 選挙費	117,752	△20,764	96,988
	5 統計調査費	16,787	△1,906	14,881
	6 監査委員費	25,401	△915	24,486
3 民生費		16,213,152	△306,799	15,906,353
	1 社会福祉費	8,486,377	△90,585	8,395,792
	2 児童福祉費	6,434,113	△175,621	6,258,492
	3 生活保護費	1,292,662	△40,593	1,252,069
4 衛生費		3,950,459	△231,782	3,718,677
	1 保健衛生費	2,599,556	△231,053	2,368,503
	2 清掃費	1,350,903	△729	1,350,174
5 労働費		29,604	△556	29,048
	2 労働諸費	29,604	△556	29,048
6 農林水産業費		1,157,253	△125,675	1,031,578
	1 農業費	1,131,902	△123,765	1,008,137
	2 林業費	22,717	△1,810	20,907
	3 水産業費	2,634	△100	2,534
7 商工費		292,772	△38,940	253,832
	1 商工費	292,772	△38,940	253,832
8 土木費		2,761,074	△160,823	2,600,251
	1 土木管理費	38,329	△5,789	32,540
	2 道路橋りょう費	747,351	△90,196	657,155
	3 河川費	172,693	△5,147	167,546
	4 都市計画費	1,353,108	△10,283	1,342,825
	5 住宅費	449,593	△49,408	400,185
9 消防費		979,795	△9,794	970,001

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 消防費	979,795	△9,794	970,001
10 教育費		4,998,255	827,557	5,825,812
	1 教育総務費	417,376	△9,290	408,086
	2 小学校費	403,798	220,702	624,500
	3 中学校費	184,036	15,908	199,944
	4 幼稚園費	425,590	△25,035	400,555
	5 社会教育費	1,095,787	△23,334	1,072,453
	6 保健体育費	2,471,668	648,606	3,120,274
12 公債費		2,463,322	△48,576	2,414,746
	1 公債費	2,463,322	△48,576	2,414,746
歳 出	合 計	46,250,883	△120,539	46,130,344

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市庁舎南別館 施設改修事業	47,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件による。 銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。
小学校施設整備事業	103,400			
中学校施設整備事業	8,400			

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業	81,300	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 につい ては、その融 資条件によ る。銀行そ 他の場合 には、その 債権者と協 定するもの による。 ただし、 市財政の都 合により、 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えすること ができる。	21,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
国庫補助 市道改良事業	119,600				9,000			
国庫補助 市道長寿命化事業	2,700				15,400			
水道事業会計繰出金 (建設改良費負担 軽減出資事業)	150,700				90,400			
消防・防災施設 整備事業	26,700				26,000			
同報系防災行政無線 整備事業	8,200				8,000			

変更(つづき)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会体育施設整備事業	614,100				400,000			
臨時財政対策債	250,000				182,760			

3 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
民間心身障害児者社会福祉施設整備事業	43,300	
総合福祉センター施設改修事業	37,600	
し尿処理施設整備事業	65,600	
津田千拓果樹団地整備事業	11,900	
急傾斜地崩壊対策事業	10,600	
都市公園施設長寿命化整備事業	27,000	
市営住宅計画営繕事業	41,300	
安土コミュニティエリア整備事業	230,500	
安土文芸の郷公園施設長寿命化整備事業	20,200	
文化会館整備事業	277,400	
給食センター施設整備事業	13,300	

提案理由

総務費において、職員給与費（一般管理費）で退職者に対する職員手当、基金費で積立金、市庁舎南別館施設改修事業で公有財産購入費を追加する。民生費において、障がい福祉サービス等給付事業、及び施設型給付事業等で扶助費を追加し、民間保育所及び認定こども園等運営補助事業で負担金補助及び交付金、生活保護事業等で扶助費を減額する。衛生費において、感染症予防対策事業、及び新型コロナウイルスワクチン接種事業で物件費等を減額する。農林水産業費において、担い手育成支援事業、及び畜産業振興事業等で負担金補助及び交付金を減額する。土木費において、国庫補助市道長寿命化事業で国の補正予算活用に伴い工事請負費等を追加する。教育費において、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、及び社会体育施設整備事業で国の補正予算活用に伴い工事請負費を追加するとともに、各費目において、職員給与費及び物件費等を精査し補正する。

これらの財源については、市税、法人事業税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金及び諸収入、並びに繰入金及び市債で財源調整し充当する。